

嘉手納基地における米軍パラシュート降下訓練に対する意見書

米空軍及び陸軍は、4月24日午前7時50分頃から9時20分頃にかけて米空軍嘉手納飛行場において、高度約3千メートルから5回にわたり、3人から8人ずつ計30人のパラシュート降下訓練を実施した。

沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を押し切り、町民の不安や恐怖心を増幅させる米軍の無神経な降下訓練の強行実施は、住民の命を脅かすものであり、強い憤りを禁じ得ない。

同訓練は、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納飛行場での訓練が繰り返され、今回で7度目となる。

報道によると、第18航空団は嘉手納飛行場で実施した理由を「気象や海の状況により伊江島補助飛行場での訓練が実施できない恐れがあった」と説明しているが、沖縄防衛局は「天候不良に加え、隊員の降下資格維持のため」と米軍の都合だったことを明らかにした。嘉手納飛行場内での訓練とはいえ、風向き等の自然条件の変化によっては住民居住地への落下など町民を巻き込む事故に繋がり兼ねず、断じて容認することはできない。

政府は、平成19年に日米合同委員会で確認した「嘉手納基地を例外的な場合に使用する」との見解を根拠に訓練を容認し続け、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納飛行場の負担軽減にも逆行し、嘉手納基地の機能強化につながることは明白である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守し、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月2日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長